

新型コロナウイルスワクチンの接種について

新型コロナウイルスワクチンの接種体制については、現在、国と北海道から示されている内容をもとに、予防接種実施計画を策定し、準備を進めています。

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことは、新型コロナによる健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながるため、可能な限り速やかにワクチンの接種を行うことが求められています。

東川町での接種開始の時期などは、追ってお伝えしていきます。

接種の優先順位、対象者の範囲・規模 (令和3年2月25日現在)

重症化リスクの大きさなどを踏まえ、**①医療従事者等**、**②高齢者**、**③高齢者以外で基礎疾患を有する者・高齢者施設等の従事者**の順に接種できるようになる予定です。

それ以外の方は、ワクチンの供給量などを踏まえながら、順次接種できるようになります。

① 医療従事者

接種順のイメージ

接種券の配布

② 高齢者(※1)

接種券の配布

③ 基礎疾患を有する方(※2)

③ 高齢者施設等の従事者(※3)

60～64歳の方(ワクチン供給量による)

上記以外の方 (順次)

(※1) 令和3年度中に65歳以上に達する方
(ワクチンの供給量・時期等によっては、細分化される場合あり)

(※2) ①以下の病気や状態の方で、通院・入院している方

慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病(高血圧を含む)、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病(肝硬変等)、インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病、血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)、免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)、ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている、免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患、神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)、染色体異常、重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)、睡眠時無呼吸症候群

⑥基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

(※3) 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員

【その他】

- 予防接種の対象者は、基本的には町の区域内に居住する全員(在留外国人を含む)とし、原則として住民基本台帳に登録されている方となります。ただし、町で予防接種することが社会的・公衆衛生学的に一定の合理性があると認められる場合は、町の予防接種を実施することになります。
- 町に所在する社会福祉施設等に長期入所中の方は、町に住民基本台帳の登録がなくても、町の予防接種を実施する予定です。
- 接種の実施は、医療機関での接種を中心とした、**町立診療所での接種体制**を確保します。
- 予防接種の対象者であることの確認に用いるための「**接種券**」、接種を実施できる日時と場所を記載した案内文書などの必要な書類を、**個人宛てに送付**する予定です。

厚生労働省コロナワクチンコールセンター

☎0120-761770(フリーダイヤル) 9:00-21:00(土日祝日も実施)

東川町役場 保健福祉課 保健指導室

☎0166-82-2111(内線504) 8:30-17:15(平日のみ)

問合せ